

「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更について

1. 経緯

- (1) 農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 103 号）第 9 条の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的方向等について、水産政策審議会の意見を聞いて「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」を定め、水産基本計画と整合を図りつつ、おおむね 5 年ごとに変更するものとされている。
- (2) 今般、現行基本方針（平成 29 年 7 月 25 日公表）の改定からおおむね 5 年が経過することから、現在検討が進められている次期水産基本計画（令和 4 年 3 月末閣議決定予定）の内容も踏まえ、次期基本方針について、所要の見直し、変更を検討することとしたい。

2. 基本方針の内容

同法第 9 条の規定に基づき、以下の事項を定める。

- ① 内水面漁業の振興に関する基本的方向
- ② 内水面水産資源の回復に関する基本的事項
- ③ 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項
- ④ 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項
- ⑤ その他内水面漁業の振興に関する重要事項

3. スケジュール（予定）

令和 3 年

12 月 17 日 水産政策審議会 企画部会
・基本方針の変更について

令和 4 年

2 月 水産政策審議会 企画部会
・基本方針の骨子案について

5 月 水産政策審議会 企画部会
・基本方針の審議

6 月 次期基本方針公表

第1 基本的方向

①内水面水産資源の維持増大を図ること、②漁場環境の保全・管理の中核を担う内水面漁業協同組合が持続的に活動できるようにすること、③遊漁を始めとした川辺での国民の自然との触れ合いを促進し、水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興の進展を図ること、を旨とし、関係省庁、地方公共団体及び内水面漁業協同組合等が連携し、必要な施策を総合的に推進。

第2 内水面水産資源の回復

1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

○増殖技術の研究開発の推進、生息環境改善の手法や放流効果の高い種苗生産技術等の普及
○種苗生産施設や中間育成施設の整備の推進 ○ウナギ種苗の大量生産技術の開発 等

2 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等

○特定外来生物の効率的な防除手法の技術開発、電気ショックカーボード等による防除の推進
○効果的な駆除活動等の推進による「被害を与えるカワウの個体数を10年後までに半減」させる目標の早期達成 等

3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

○迅速な診断法や予防・治療技術の開発・普及 ○水際検疫等の的確な運用 等

第3 内水面における漁場環境の再生

1 内水面に係る水質の確保

○下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等の促進 等

2 内水面に係る水量の確保

○雨水貯留浸透施設の設置や冬水田んぼなど健全な水循環系の構築 等

3 森林の整備及び保全

○保育・間伐、治山施設の整備等森林の整備・保全等の推進 等

4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

○河川横断施設について、魚道の設置・改良及び適切な維持管理の推進 ○水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備 ○産卵場の敷設、産卵植生の保全・造成、石倉等の設置等の取組の推進 等

5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

○河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の創出を全ての川づくりの基本とした河川管理 等

第4 内水面漁業の健全な発展

1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

○「浜プラン」及び「広域浜プラン」の策定促進 ○燃油・配合飼料の価格変動対策の適切な実施 等

2 多面的機能の発揮に資する取組への支援等

○生態系の維持・保全活動、教育と啓発の場の提供、食文化・伝統文化の伝承機会の提供等の取組支援 等

3 人材の育成及び確保

○就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修、技術習得支援等、段階に応じた支援 等

4 商品開発への取組等への支援

○付加価値の向上、販路拡大等の取組の推進 ○生産・加工・流通が連携した取組の推進 等

5 回遊魚類の増殖の取組への支援等

○内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会との連携による資源管理の取組の推進
○サケの回帰率回復の取組の推進、採卵用親魚の確保への支援
○ウナギ関係者による資源管理のための協議の促進、ウナギの効果的な放流活動の推進 等

6 国民の理解と関心の増進

○広報活動や自然体験活動の推進 ○漁業調整規則や遊漁規則等の周知・啓発活動の促進 等

第5 その他重要事項

1 国内外におけるウナギの資源管理の推進

○国際的な資源管理の一層の推進 ○指定養殖業の許可制度によるウナギ養殖生産量の管理 等

2 協議会

○効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等 ○協議を踏まえた必要な措置 等

3 平成23年原子力事故による被害等への対策

○放射性物質の検査への支援、検査結果や出荷停止・採捕禁止措置の遊漁者・消費者への情報提供
○適切かつ速やかな賠償実施への取組 等

4 内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方

○残留塩素や界面活性剤の実態把握、規制の在り方について漁場環境再生等の観点からの検討 等